

平成26年

第3回臨時会

会議録

(第1号)

平成26年 4月23日

平成26年第3回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 26 年 4 月 23 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会 期 の 決 定	
日程第3	承認第1号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて
日程第4	承認第2号	平成 2 6 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) の専決処分 の承認を求めることについて
日程第5	承認第3号	平成 2 6 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) の専決処分 の承認を求めることについて
日程第6	議案第1号	平成 2 6 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) について

◎ 出席議員 ( 1 1 名 )

議	長	打越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	薄 木 晴 午
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員 ( 1 名 )

議	員	小 笠 原 満
---	---	---------

◎ 出席説明者

町	長	濱 谷 一 治
副	町	長 谷 川 篤
教	育	長 新 木 秀 幸

総務課長	澤口 純一
政策推進課長	田畑 明
税務課長	清水 直樹
健康推進課長	高橋 勝則
町民福祉課長	太田 誠好
環境住宅課長	結城 孝敏
建設水道課長	大坂 敏文
追分商工観光課長	大杉 則明
農林水産課長	出崎 雄司
ひのき荘長	広島 良二
学校教育課長	木村 晃
社会教育課長	尾山 徹
総務財政課総務係長	竹内 強

(議会事務局)

局長	小田島 訓子
書記	秋山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は11名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。  
ただいまから、平成26年第3回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。  
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、若山議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。  
今臨時会の会期は本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

日程第3、承認第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。  
「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第1号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことから、同日をもって専決処分したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認方よろしくお願いを申しあげます。

(議長)

「税務課長」

「税務課長」(補足説明)

それでは江差、江差町税条例等の一部改正について説明致します。議案の1頁から10頁、資料の1頁から4頁の改正の概要、同じく資料の5頁から32頁の新旧対照表が、関係する部分でございます。

それでは資料1頁の改正の概要で説明して参ります。今回の改正は町民税、固定資産税、及び軽自動車税の3税について上位法律の改正に伴う改正となります。

町民税について1つ目は外国法人に対する国際課税の見直しであります。法人税法に於いて外国法人に対する国際課税の見直しに伴い、諸規定を整備するものでございます。2つ目は地方法人課税の地域間の偏在是正措置に関わる法人住民税法人税割の改正であります。法人税割、現行14.7%を12.1%に引き上げ、引き下げるものでございます。3つ目は肉用牛の売却による農業所得の課税の特例適用期限を平成27年度から平成30年度に3年間延長するものであります。4つ目は優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税特例適用年限を3年間延長するものであります。

次に固定資産税の改正でございます。1つ目は公害防止用設備、浸水防止設備及びノンフロン製品にかかる課税標準の減免特例措置の見直しであります。2つ目は新築住宅の固定資産減額措置の適用期限を2年間延長するものであります。それから3つ目は住宅や旅館など特定多数の人が利用する建築物に対し、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置の創設であります。

最後に軽自動車税の見直しでございます。今回の改正は自動車取得税の廃止が消費税10%時に決定したことを受けて、新たな財政確保や環境面の点、環境面の点から検討され、約30年ぶりに成立が見直されたところでございます。改正は平成27年度分から標準税率を約1.5倍に引き上げるものであります。

また、平成28年度分からは最初の新規車検から13年を経過した4輪車について20%の重課税を導入するものでございます。

以上が改正概要でございます。承認方よろしくお願いたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

2点お聞きします。

今の説明ではなかなかよく分からない部分もありますので、それも含めて、まず1つ、専決ということに関してなんです、まあ日切れ法案で4月1日からという部分もありますので、まあ従来の部分でそれはそれで、専決もやむを得ないのかなと思うんですが、あの、まあ平成で言うと27年度以降の適用とかですね、特別4月1日ではなくて、例えば6月定例議会にきちっと提案ということだって技術的には可能な気がするんですが、その何故専決なのか、ちょっと教えて下さい。あの、固定資産税の関係も27年度以降の適用とかですね、軽自動車税に関しても27年度以降の適用云々という部分、これが1つです。

それからもう1つ、これも今までも日切れ法案で必ずしも江差町に直接関わる関わらないも含めて、まあ税条例関係を改正しなければならないということですが、今まであの我が江差町としてはこういうことだということも含めて説明あったときあったんですが、今日はそこら辺一切ありませんので、ちょっと教えて下さい。細かくはいいのですが、要は我が江差町に於いて例えば町民税で外国法人云々かんぬんというのは、今きつとすぐ思い当たるものは無いかと思えますし、あの、なのでこれは江差町に於いてはこういう部分の影響があると思われるとかっていうことで、ある程度押さえてる部分で教えて下さい。で例えば、具体的に私の方でちょっとお聞きしたいんですが、2頁目、固定資産税の関係でこれ分からないんですが、一番の公害防止などの関係で全部で7項目に於いて特例措置について見直しを行ったとありますが、例えば、例

えばこれについては江差町のこういうことについて、該当があるとか何とか、それ教えて下さい。あまりにも不親切。

以上です。

(議長)

はい「税務課長」

「税務課長」

まず1問目のご質問でございます。で、上位法律が地方税法になりますが、平成26年の3月31日に改正交付されてございます。で、あの議員仰るようにですね、一部の適用期間が混練にずれてる部分もございまして、一応法律は1つの法律で改正してございまして、そういった意味でですね、一緒に改正をさせて頂いたっていう経緯でございまして、あとあの今年度であつてもですね、住民の方に前もって早めにお知らせしてかなきゃいけない、特に軽自動車税等についてはですね、早めにお知らせしておかなきゃいけない部分もございましたので、そういう見地をもって今回の専決処分をさせて頂いたということでございます。

それから2点目のちょっと細かな部分がちょっと、言葉が不足だというご指摘でございますが、まず町民税関係につきましては、あのまあ議員仰るように外国法人に対する国際課税の見直しと言ってもですね、すぐに江差町に該当するかということになりますと、もうはっきり申しまして、今のところは想定してございません。それから2番目の資料でいきますとですね、改正概要の1頁目の2番目のですね、地方法人課税の法人税割の改正につきましては、これは該当になります。それから、3番目の肉用牛の売却につきましてもですね、一部農家さんで肉やってるとこ、牛の肥育やってるとこございまして、これも該当になります。それから4番目の住宅の土地譲渡等の町民税の課税の特例については、これも該当になる部分が出てきます。

それから2頁目のですね、1番目の公害防止用設備等についてはですね、これも各種法律が改正に伴いましてですね、あのうちの地方税法じゃなくて、各種公害関係の法律の改正に伴ってこれを改正した訳でございますけれども、今のところは、想定される部分はありません。で、現に平成25年度までも一部こういう、この手の条例規定がございましたが、該当になったケースはございません。それから、同じ2頁の新築住宅等の特例延長については該当になるものはございます。それから3番目の耐震改修を行った場合っていうことでですね、まあ旅館とかホテルとか病院、そういう医療関係施設等ですね、今度は新たに建設されるってことがなると、そういう部分で該当になることも

考えられますが、今のところは想定してございません。

それから軽自動車税につきましては、平成27年度分からということで、まあ26年度なんですけれども、お知らせという部分も含めましてですね、この辺の改正を専決しようかな、あの、行わせて頂いたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい、いいですか。

「小野寺議員」

はい、分かりました。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(なしの声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思ひます。

(議長)

承認第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)



挙手全員であります。

よって、承認第1号については原案のとおり承認することに決定致しました。

**(議長)**

日程第4、承認第2号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて議題と致します。

**(議長)**

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第2号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

江差港西防波堤赤灯台の灯ろうが老朽化により不点灯が発生したために、取替にかかる経費について4月1日付けをもって専決処分したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい、それでは説明申し上げます。議案の13頁でございます。予算構成表で説明致します。併せまして資料の33頁、No.3もご覧頂きたいと思っております。事業名が『江差港西防波堤赤灯台灯ろう取替』でございます。内容です。西防波堤に設置していた赤灯台の灯ろうが不点灯になったものであり、安全上、早急に取り換えの必要が生じたものでございます。原因は老朽化によるものでございます。補正額は57万3千円。財源内訳は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

1つだけ簡単に。まああの出崎課長の担当なのかな、新任課長さん。

あの、赤灯台。この絵を見ると赤になってないんですよ。これあの、非常に防波堤のシンボリックなものなんですね。この辺も1つ、塗装のですね、今後ですね、そういうあの方向していくってということで検討を願えればなあと思うんですが、担当課長としての所見を求めたいと思います。

(議長)

はい「農林水産課長」

「農林水産課長」

まさしくあの、室井議員仰る通りでございます。漁業者の方々が灯台の色剥げてるといふ話も聞いておりますが、実は自助努力でですね、ケーソンに海ほたるという電灯点く物付けたり、或いはペンキを自分達で蛍光ペンキを塗ったりと、というような努力をしております。で、あそこは港湾施設の管理委託を受けてる施設なものですから、これから開発とも少し協議しながらですね、検討して参りたいと思います。よろしくお願い致します。

(議長)

はい。いいですか、室井議員。

「室井議員」

はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

**(議長)**

承認第2号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、原案の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

**(議長)**

日程第5、承認第3号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

**(議長)**

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案理由)

承認第3号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

いわゆる、4月8日に陣屋町の町有地法面崩落が発生し、近隣住宅への被害

拡大防止にかかる応急対策経費について、4月9日付けをもって専決処分させて貰ったものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上承認方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

それでは説明申し上げます。議案の25頁でございます。これも予算構成表で説明致します。事業名が『町有地法面崩落応急対策』でございます。併せまして、資料34頁、No.4もご覧頂きたいと思っております。内容でございます。資料4の箇所について法面が崩落したことによりまして、崩落拡大防止と安全確保のため、緊急的にシート養生と土砂撤去の必要性が生じたものでございます。崩落面積はおよそ80平米でございました。補正額は23万8千円でございます。財源内訳は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

建設課になりますか。ちょっと教えて下さい。

あの、ここの場所、何年か前だと思いますが更にこの奥の、まあ、さらにその奥が道職員住宅ですが、道職員住宅行く前の民家で言えばその民家の一番端っこの裏も崩れました。で、ここは、これ町の造成地の一つとしての法面の所ですよね。それで今回、私もちょっと見てきましたが、この場所については確かブルーシート張ってある所ですね。で、そのブルーシート張ってある所の正面に向かって右側の方にまだちょっと小さい部分で少し、崩れかかっているところありますよね。ご存知ですよ。それで、ここはそもそも、端的に言ってあのしっかりとした工事としてなっていたのかなど。で、これはどういうふうに江差町としてこの現状を見て、更には他は心配ないのか、ちょっとここに住んでいる方から、前もあつたんですけれども今回もちょっと聞かれましたので、少し現状と今後の対策・対応、見込みも含めて教えて頂きたいなと思っております。

(議長)

「環境住宅課長」

「小野寺議員」

あ、結城さんか。

「環境住宅課長」

私です、済みません。

あの、去年は無かったんですけども、一昨年、この南が丘通りの方のですね、左側の斜面が崩落しまして、改修工事を行ったという経過がございます。

本当に指摘の通りですね、この場所については本当に落盤がこう常に落ちてきてる場所でございます、抜本的にですね、この全体が5000平米ぐらいありまして、で1500平米ぐらいがですね、はっきり測ってませんけれども、概ね1500平米ぐらいは危険でなかろうかなというふうに推測してございます。しかしながらその、ここ全体的にですね、改修とするとすると相当な予算も伴いますし、現状から言うとはですね、私どもの方で巡回をしながらですね、状況を見ながら部分部分の修復を図っていくという状況で今おります。

ということで今回その補正案、専決処分で上げましたけれども、一部、先程議員仰ったとおりですね、あの付近の部分も若干落ちてきてますよね。その上の方も道職員住宅の方です、裏側もあります。それも今、あの直々ですね、重機等で人的な部分ありますけども、土砂、石ころのですね、採取も含めてやりながら、6月のですね、この崩落した分については、またその最終的なそのちゃんとした修復はですね、6月補正を今検討しておりまして、で、先程言った全体的な部分のどうするのかっていうことを含めての話はですね、今度大きな調査もですね、していかなきゃないっていう環境下にあります。それは今後の検討でございますね、したいなと思っておりますけどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まあ分かりました。

今回専決は専決と、今後のことについても対応ということは分かったんです

が、ただ、どうしても確認したいのは、ここ、造成してまだ何年です。江差町の中で言えば新しい所ですよ。江差町の中で言えば。で、今のお話ですと、何か全体的に、まあこれ言葉何という言葉使っていいのか、いわばその施工上の一定の部分で、問題点があったということなのか、それとも思わぬ雨でも降ってこうなってるのか、そこら辺の押さえというのはどういうふうになってるんでしょうか。教えて下さい。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

あその状況はですね、結構急斜面でございます。で、やっぱり岩盤地帯でございまして、浸食等しながら、いわゆるぼろぼろとこう落ちてきて、雨が何かでですね下を水が通ってます。ということで恐らくその崩落したということがですね考えられます。沢水がですね、上の沢水ございまして、いろんな個所からその水がですね出てきます。ということで浸食して石ころが崩落してきたという状況でございます。

あその当時のですね状況が、それであそこ新しい造成地でございましてけれども、いわゆるその金網がですね、こう覆ってます。で、一部上の方がですね、南が丘方面の方がコンクリ枠で施工してますけれども、あとはあの金網でございまして。で、金網がいわゆる腐ったりなんかしてですね、こう破けたりして沢水が何かで水が流れてきてですね、そして破けたりして石ころが落ちてくるという状況がですね、続いてございます。

ということで先程私言ったようにその、全体的なですね、やっぱり調査もかなり必要かなというふうな気がしてますけれども、調査費用だとかですね、やる住民の方々の安全も当然確保しなきゃないです。ということからして、あの全体的に考えますとやはりその調査とかですね、していきながらその、あそこどうするのかということをして今後のですね、検討課題というふうに捉えてますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

「小野寺議員」

はい。

まあ引き続き。

「室井議員」

議長。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

結城課長ね、今小野寺議員がね、施工上の問題でないかって話をしてるんでしょう。施工の問題ですか。もしかしたらね設計上の問題でないですか。ね、私はこの業界にいるから施行者の立場としてね、そういう間違っただけで質問して答弁何も反論してない。ね、いくらでも金掛ければできます、法面なんて大坂課長知ってるでしょう。全部坪単価に跳ね返るんだよ。そういうこと考えて最小限のね、安く公共事業ってことで多分やったものだから、私はあれ軟岩ですよ、いくらでも崩れますよ、こうやってぼろぼろって。大量に土砂で来ないけども、ね、来ますよ。細かく割れた軟岩ですから。だけど施工業者の責任じゃないってことはね、きちっと答弁しなきゃだめでしょ。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

はい、あの仰せの通りでございます。あの、あそこいわゆる民間からですね、譲渡を受けた土地でございまして、私の方で管理してございます。あの施工上というよりも、設計と申しましたか、設計上の問題ですか。

「室井議員」

分かった、いい。

「小野寺議員」

八つ当たりしたから。

「室井議員」

よし、分かった、いい。

「環境住宅課長」

八つ当たりというか。

「室井議員」

いいよ。

「環境住宅課長」

あの、まあいずれにしてもですね、あそこの状況については議員の皆さん仰る通りその本当にもう、常に崩落してる個所でございますので、今後私どもとしましてもですね、調査しながらなるべくその住民の安全を安心をですね、図って参るのが一番先見だと思いますので、今後の検討課題とさせて貰います。よろしくお願ひします。

(議長)

室井議員、いいですか。

「室井議員」

はい。

(議長)

建設（水道）課長にも答えさせるかい。

「室井議員」

建設（水道）課長がいいね。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

まあ人工の造成された地区であるっていうこと、それであのいわゆる土砂災害、急傾斜、これらのいわゆる補助制度も利用しようと考えたんですが、まあちょっと人工斜面につきましては制度が適用にならなかった。それで、あのいわゆる法勾配等の問題も多々あります。ですからあの今急勾配なところ、これをいかにして緩和して、あとあのいわゆる排水の問題ですね。沢水が流れてくる、これらのことをやっぱり調査した上で抜本的にどのような方法があるか、これをやっぱり研究していかなきゃだめだなっていうふうに考えております。あの環境住宅課とも連携しながらですね、その方策等の研究を進めて参りたい



と思いますので、ご理解をお願いします。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。  
ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、ただちに採決致します。

(議長)

承認第3号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって承認第3号については原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第6、議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」

議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、JR江差線のファイナルイベント事業と、きれいなまちづくり推進事業にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ274万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6285万8千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

それでは説明致します。議案の37頁でございます。予算構成表で説明致します。

1つ目でございます。事業名が『JR江差線ファイナルイベント事業』でございます。併せまして資料35頁です。それから36頁をご覧頂きたいと思っております。内容でございます。JR江差線の廃線当日5月11日でございます。これのセレモニーおよびイベントの実施を行うということで、ものございます。イベントの構成は大きく2つございます。1つはJR北海道主催のセレモニーでございます。それからもう1つは町独自のイベントでございます。列車の到着と出発に合わせまして、各団体等のご協力を頂き、それぞれセレモニーが行われます。当日の行程表は35頁、資料5のとおりでございます。また、次の資料6のとおり、駅前広場では各団体のご協力を得まして、終日飲食コーナー、それから山車の展示などで盛り上げるという予定でございます。補正額は173万6千円でございます。財源内訳はその他特定財源。これは道の地域づくり総合交付金を原資として、JR江差線対策協議会より補助を受けるものでござ

います。これが120万円。一般財源が53万6千円でございます。

次2つ目でございます。事業名が『きれいなまちづくり推進』でございます。資料37頁をご覧頂きたいと思えます。内容です。北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金、これを活用致しまして海岸の漂着物の回収。それから処理の、業務量の拡大、海岸沿いの環境美化、保全を推進する事業でございます。資料の3番目、事業内容でございます。本年度は大きく3つの事業を予定してございます。補正額は101万1千円です。財源内訳は道支出金が10分の10の補助率で140万円の内示があり、結果的に財源構成の形となります。ことから、一般財源が38万9千円の減額となるものでございます。

以上、補正額合計274万7千円、財源内訳は道支出金が140万円、その他特定財源が120万円、一般財源が14万7千円でございます。一般財源につきましても、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんか。

(なしの声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については討論を省略しただちに採決したいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、ただちに採決致します。

**(議長)**

議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって議案第1号については原案のとおり可決されました。

**(議長)**

以上で本臨時会に付議された案件は全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成26年第3回江差町議会臨時会を閉会致します。

大変ご苦労さまです。

閉 会 10 : 32